

横手市共同募金委員会 赤い羽根共同募金福祉活動応援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横手市共同募金委員会（以下、「本会」という）が、ボランティア団体や福祉団体等の福祉活動を応援することを目的に、共同募金配分金の一部を財源とした公募による助成事業について必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 横手市内に活動の拠点を置き、自主的・自発的に地域で福祉活動を行う法人格を持たない非営利のボランティア団体及び福祉団体とする。ただし、他から助成を受けている、または受ける予定のある団体は対象から除く。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象は、横手市内で「みんなが安心して暮らせる地域づくり」をめざして行う次の事業及び活動とする。

- (1) 高齢者福祉に関する事業及び活動
- (2) 障がい者福祉に関する事業及び活動
- (3) 子育て支援に関する事業及び活動
- (4) 住民や児童・生徒の福祉意識を高めるための事業及び活動
- (5) その他、助成対象と認められる事業及び活動

2 助成対象事業は、当該年度内に行われるものとする。

3 次の事業は助成の対象としない。

- (1) 団体の管理・運営事務を目的としたもの
- (2) 営利を目的として行うもの
- (3) 政治、宗教等に関連するもの
- (4) 会員または構成員同士の親睦のみを目的としたもの
- (5) 他団体または下部組織等への助成を目的としたもの
- (6) 借入金の返済等を目的としたもの
- (7) 助成金以外の財源により達成できるもの
- (8) その他、共同募金の目的上、適当と認められないもの

(助成金額)

第4条 助成金額の総額は50万円以内とし、1団体につき5万円を限度として、活動内容及び予算額等を勘案して助成金額を決定する。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、定められた期間内に本会へ次の申請書類を提出する。

- (1) 助成金申請書（様式第1号）
- (2) 団体の活動状況及び収支予算・決算がわかる書類
- (3) その他、審査に必要となるもの

(審査)

第6条 審査は次の行程で行う。

(1) 第1次審査 審査委員長並びに本会事務局による書類選考

(2) 第2次審査 審査委員会による総合的な審査

2 次の審査基準を基に、助成金交付の可否または助成金額を審査する。

(1) 助成対象事業(第3条)該当の可否

(2) 事業や活動の実施による目的達成の見込みなど

(3) 繰越金や会費など、助成金以外の収入の度合

(4) 他団体などが実施している事業や活動との整合性

(5) 本助成金の決定回数など

(助成決定)

第7条 審査委員会の審査結果を基に、本会の承認を経た上で最終決定する。なお、申請のあった団体に対して、決定通知書(様式第2号)により、その結果を通知する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付が決定した団体は、定められた期間内に「助成金請求書」(様式第3号)により本会に請求し、助成金の交付を受ける。

(事業報告)

第9条 助成金を交付された団体は、事業終了後1ヵ月以内に「事業報告書」(様式第4号)により、本会に報告する。

(助成金の返還)

第10条 本会会長は、次の事項に該当すると判断した場合は、助成金の全額または一部を返還させることができる。

(1) 申請事業に助成金を使用しなかった場合

(2) 申請事業の決算額が助成金額よりも下回った場合

(3) 申請事業が適正に実施されなかった場合

(4) 申請事業を中止した場合

(5) 本実施要綱の規定に違反した場合

(募金運動への協力)

第11条 助成金の交付が決定した団体は、財源となる募金の確保のため、赤い羽根共同募金運動に協力する。

(財源の明示)

第12条 助成金を交付された団体は、事業の実施にあたり赤い羽根共同募金を財源とした事業であることを明示するほか、広く周知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は平成27年1月20日から施行する。

附則 この要綱は平成30年9月7日から施行する。